

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内ボイラ用給水タンクのレベル計に著しい汚れが認められたため、当該レベル計を清掃	D	
2	1号機	主発電機密封油処理装置の真空ポンプ（B）用軸受潤滑油補給器（2台）の内部の油に変色が認められたため、当該ポンプの軸受部を点検・修理及び潤滑油を交換	D	
3	3号機	定期事業者検査（原子炉補機冷却系容器検査）としての原子炉補機冷却系熱交換器（C）のチューブの渦流探傷検査において、判定基準値外れのチューブ（3本）が確認されたため、当該チューブを交換。	D	
4	3号機	タービン建屋6900kV電源開閉器室の床面塗装に一部剥離が認められたため、当該部を補修塗装	D	
5	4号機	制御棒駆動水圧系の駆動水移送ポンプ出口ストレーナの点検において、ストレーナの網目部に剥離が認められたため、当該ストレーナを交換	D	
6	4号機	循環水系制御機器用のケーブル中継端子台収納BOX（2箇所）の点検において、端子台のケーブル接続部に腐食が認められたため、当該端子台を交換及びケーブル端末処理部を修理	D	
7	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）入口弁の点検において、弁駆動部電気品箱内に油溜まりが認められたため、油シール用パッキンを交換	D	
8	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）冷却海水系のタービン建屋6900kV電源開閉器室内局所空調機用冷却水入口弁等の浸透探傷検査において、弁棒に指示模様（腐食）が認められたため、当該弁（3台）を交換	D	
9	4号機	原子炉給水ポンプ用軸シール水供給ポンプ（A・B）の点検において、軸受固定用キー溝部の間隙測定値に許容値外れが認められたため、当該部の部品を交換	D	
10	4号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置用グリコールポンプ出口圧カスィッチの点検において、ブルドン管の変形による接点動作不良が認められたため、当該圧カスィッチを交換	D	
11	4号機	原子炉冷却材浄化系プリコートタンク用サンプリング弁の全閉状態確認において、当該弁を誤って開操作しサンプリング配管より水をリーク（約540cc、放射エネルギー：約570ベクレル）させたため、対応検討	C	
12	4号機	主蒸気逃がし安全弁（E）漏えい検出用温度検出器点検において、フレキシブル電線管の接続部に折損が認められたため、当該電線管を交換	D	
13	4号機	原子炉ベント弁の点検において、フレキシブル電線管の接続部に折損が認められたため、当該電線管を交換	D	
14	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（26-43）の方向制御用電磁弁（122弁）の点検後の取付け方向誤りによるシートリークが認められたため、対応検討	C	
15	4号機	復水貯蔵タンク上部への昇降用階段入口扉に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	4号機	定期事業者検査（中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査）の漏えい率検査において、活性炭フィルタ下流側のガス濃度測定値に管理値外れが認められたため、当該検査を一時中断し、ガス濃度を調整後、検査を再開	D	
17	6号機	原子炉格納容器ドライウェル除湿冷却系の冷却装置廻りのドレン弁（9台）の銘板に系統番号の誤記が認められたため、当該銘板を修正	D	
18	6号機	残留熱除去海水系（B）希釈用水入口元弁の銘板に弁番号の誤記が認められたため、当該銘板を修正	D	
19	6号機	ほう酸水注入系の廃液受ドラム用レベル計が汚れているため、当該レベル計を点検・清掃	対象外	
20	6号機	硫酸第一鉄注入装置の補助タンク用レベル計が汚れているため、当該レベル計を点検・清掃	対象外	
21	6号機	タービン建屋1階の北東側エリアに敷設されている消火系配管より水のリーク（5秒間に1滴程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
22	集中環境施設	乾燥固化設備（B）用ベルトコンベアの点検後の復旧作業において、動力ケーブルを端子ボックスのカバーに挟込み地絡させたため、対応検討	C	
23	集中環境施設	洗濯廃液処理装置の洗濯廃液濃縮器用加熱器（A）の所内蒸気戻り出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
24	その他	水槽付消防自動車のハンドル操作用パワーステアリングオイル注入口よりオイルが漏れていたことが認められたため、当該部を点検及び継続監視中	D	
25	その他	消防自動車用薬剤備蓄車の薬液タンクの点検において、ドレン用コック部から薬液が漏れた痕跡が認められたため、当該部を点検及び継続監視中	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで